

## 松戸市公告第3号

次のとおり松戸市の公有財産を一般競争入札により売払いをするので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年1月14日

松戸市長 松戸 隆政

記

### 1 入札に付する物件

次の物件を紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する KSI 官公庁オークションのインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」という。)により入札に付し、売り払う。

- (1) 物件番号 松7-1
- (2) 物件名 ピアノ(平成5年9月17日取得)
- (3) 規格 コンサートグランドピアノ  
スタイルウェイ&サンズ D-274  
(製造番号: 525895)  
※付属品(各1)
  - ・ピアノフルカバー、鍵盤カバー、鍵盤蓋鍵
  - ・コンサート用ベンチ
- (4) 保管場所 松戸市千駄堀646番地の4 松戸市文化会館
- (5) 数量 1台
- (6) 予定価格(税込み) 5,000,000円
- (7) 入札保証金 500,000円

### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

以下のいずれかに該当する者は、公有財産売却に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号又は第2項各号に該当する  
と認められる者
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する  
公有財産に関する事務に従事する松戸市職員
- (3) 松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱第2条に規定する排除措置を受け

ている者

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団。並びに、個人にあっては、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当すると認められる者。また、法人にあっては、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。）、代理人、使用人又は入札代理人として使用している者が暴力団員に該当すると認められる者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員
- (6) 日本語を完全に理解できない者
- (7) 日本国に住所、連絡先がいずれもない者（代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除く。）
- (8) K S I 官公庁オークションのIDを取得していない者（委任する場合を除く。）
- (9) 松戸市が定めるインターネット公有財産売却ガイドライン及び紀尾井町戦略研究所株式会社官公庁オークションに関する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者
- (10) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

### 3 下見会について

下見会を次のとおり実施する。見学を希望する場合は、松戸市社会教育課施設担当室（電話番号 047-368-1238）に事前に電話予約をすること。

- (1) 場所 松戸市千駄堀646番地の4 松戸市文化会館
- (2) 期間 令和8年1月23日（金）、1月24日（土）  
10時から11時30分まで及び13時30分から15時まで  
※各前日までに申し込みを行うこと。

### 4 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

次に掲げるとおりの手続きを行うこと。

- (1) 参加仮申込み  
入札に参加しようとする者は、令和8年1月14日（水）13時から令和8年2月3日（火）14時までの間に、売却システムにより参加仮申込み手続きを行うこと。

KSI 官公庁オークション <https://kankochcho.jp>

## (2) 参加本申込み

上記（1）の参加仮申込み手続き終了後、令和8年2月3日（火）14時（郵送の場合は、令和8年2月3日（火）14時必着）までに所定の申込書及び関連書類を松戸市社会教育課施設担当室に提出することにより参加本申込み手続きを行うこと。

提出場所 〒271-0092 松戸市松戸1389番地の1  
松戸市民会館 2階 事務所

※上記手続きに加えて、入札保証金の納付をもって参加本申込みが完了となります。

## (3) 提出書類

- ア 公有財産売却一般競争入札参加申込兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（松戸市ホームページに掲載）
- イ 誓約書（松戸市ホームページに掲載）
- ウ 住民票（抄本・発効後3か月以内のもの）又は免許証の写し（参加申込者が個人の場合）
- エ 商業登記簿謄本（発効後3か月以内のもの）（参加申込者が法人の場合）
- オ 印鑑登録証明書（発効後3か月以内のもの）（法人の場合は、印鑑証明書）
- カ 委任状（松戸市ホームページに掲載）（参加申込者が代理人を選任した場合のみ）  
松戸市ホームページからダウンロードすること。  
<https://www.city.matsudo.chiba.jp/>

## 5 契約書案その他入札に必要な書類を示す場所

### (1) 契約書案その他入札に必要な書類を示す場所

「松戸市ホームページ」<https://www.city.matsudo.chiba.jp/>

### (2) 契約書その他入札に必要な書類を示す期間

令和8年1月14日（水）13時から令和8年2月3日（火）14時まで

## 6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、松戸市が定めた入札保証金を参加本申込み期限までに松戸市が指定する金融機関又は松戸市が指定する振込先口座に納付すること。なお、入札保証金納入に要する振込手数料については、入札に参加しようとする者の負担とする。
- (2) 落札者が納付した入札保証金は、本人からの申し出により契約保証金に充当することができる。
- (3) 落札者以外の納付した入札保証金は、原則として入札期間終了後返還する。

なお、入札保証金には、利息を付さない。

## 7 入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所 売却システム上
- (2) 入札期間 令和8年2月17日（火）13時から  
令和8年2月24日（火）13時まで
- (3) 開札日時 令和8年2月24日（火）13時

## 8 入札方法

売却システムにより入札価格を登録する。なお、この登録は1度しか行うことのできない。また、郵送等による入札書の提出は認めない。

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) この公告に示した入札に参加する者に必要な条件に該当しない者がした入札
- (2) 虚偽の申し込み等を行った者による入札
- (3) その他、松戸市インターネット公有財産売却ガイドライン等に記載する無効な入札に該当するもの。

## 10 落札者の決定

入札期間終了後、松戸市は、売却システムを使用して開札を行い、入札価格が予定価格以上で、かつ、最高価格である入札者を落札者に決定する。ただし、落札者となるべき最高価格の入札者が複数存在する場合には、くじ（自動抽選）により落札者を決定する。なお、落札者の決定にあたっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。また、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号及び落札金額を売却システム上に一定期間公開する。

## 11 契約の締結

落札者は、令和8年3月3日（火）17時（郵送の場合は、令和8年3月3日必着）までに依頼書（契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書）を送付して松戸市が定めた契約保証金を納付し、松戸市と契約を締結しなければならない。なお、期限までに契約を締結しなかった場合は、売却の決定を取り消し、納付した入札保証金若しくは契約保証金は返還しない。

## 12 売払代金の残金納付

落札者は、落札金額から事前に納付した契約保証金を差し引いた金額を松戸市が指定する金融機関又は松戸市が指定する振込先口座に令和8年3月10日(火)14時30分までに納付しなければならない。なお、期限までに売払代金の残金の納付が確認できなかった場合は、売却の決定を取り消し、契約保証金は返還しない。また、売払代金納入に要する振込手数料については、落札者の負担とする。

## 13 売却物件の引渡し期限及び場所

売払代金の残金の納付を確認した後、落札者と協議のうえ令和7年度以内に物件の保管場所で現状のまま引渡すものとする。なお、引渡しに関する一切の費用は落札者の負担とし、当市では発送業務や引渡時の手伝いなどは一切行わない。

## 14 その他

- (1) 松戸市は、売払物件の契約不適合責任は負わない。
- (2) 契約締結後に松戸市の責に帰することができない事由により売却物件の滅失及びき損等が生じた場合は、松戸市に対して契約の解除及び売払代金の減額を請求することができない。
- (3) 松戸市は、売払代金の残金の納付後、落札者が売払物件の引取りを放棄した場合は、契約保証金及び売払代金の残金を返還することはできない。

## 15 入札及び契約に関する問い合わせ先

松戸市 社会教育課施設担当室  
〒271-0092 松戸市松戸1389番地の1  
電話番号 047-368-1238